



# 糸満市における小中一貫教育の在り方（提言）

～糸満市における小中一貫教育の導入に向けて～

## 目 次

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| はじめに                                 | 1 |
| 1 小中一貫教育の基本方針                        | 2 |
| (1) 小中一貫教育について                       | 2 |
| (2) 小中一貫教育校の形態                       | 2 |
| (3) 児童生徒の発達段階に応じた学年区分                | 3 |
| (4) 小中一貫教育における各中学校区共通の取組             | 3 |
| (5) 小中一貫教育コーディネーターの配置                | 4 |
| (6) 小規模特認校制度を導入した通学区域の弾力化            | 5 |
| (7) 効果的な学校運営体制の構築                    | 5 |
| 2 特色ある教育課程の編成に向けて                    | 5 |
| (1) 英語教育の充実（教育課程特例校制度・授業時数特例校制度の導入）  | 5 |
| (2) 地域資源を活かしたふるさと学習                  | 6 |
| (3) 中学校教員による小学校高学年への乗り入れ授業           | 6 |
| 3 児童生徒が安心して学校に通える環境の構築に向けて           | 6 |
| (1) 小中一貫した学習指導、生活指導、特別支援教育の体制づくり     | 6 |
| (2) 同一中学校区での小・小間交流活動、異学年交流活動         | 6 |
| (3) コミュニティ・スクールを基盤とした、学校・家庭・地域の連携・協働 | 7 |

## はじめに

少子高齢化、情報化、グローバル化など、社会環境の急激な変化の中、教育をめぐっては、学力や不登校、いじめ、学校における働き方改革の推進、地域連携など多くの課題が指摘されている。子供たちの生活習慣や学習習慣の形成、学習指導要領が示す、知識を活用して課題を解決したり新しい価値を見出したりする能力の育成が急務となっている。

これらの課題を克服し、子供たちの健やかな成長を図るためには、幼児期から小中学校9年間を見通し、一貫した教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が協働した「地域ぐるみの教育」を推進していくことが必要不可欠となっている。

糸満市教育委員会では、令和元年度に糸満市小中一貫教育基本計画を策定し、令和6年度に高嶺中学校区における施設一体型小中一貫教育校、その他の中学校区においては令和8年度をめどにそれぞれの形態に合わせて施設隣接型小中一貫教育校、施設分離型小中一貫教育校としてスタートする予定となっている。

小中一貫教育の導入に向けて必要な事項を検討するために、令和2年度に学識経験者をはじめ、糸満市の小中学校長・教頭代表、PTA代表、自治会長代表で構成される糸満市小中一貫教育推進委員会を設置し、さまざまな角度から議論を重ねてきた。

ここに、これまでのまとめとして糸満市における小中一貫教育校に係る考えを提言する。

糸満市小中一貫教育の導入によって、児童生徒にとって良い教育環境が整い、地域に活力をもたらし、糸満市全体の教育環境の向上につながることを期待するものである。

# 1 小中一貫教育の基本方針

## (1) 小中一貫教育について

すべての児童生徒の豊かな心の育成、確かな学力の定着、健やかな体の育成は学校・家庭・地域の共通の願いである。

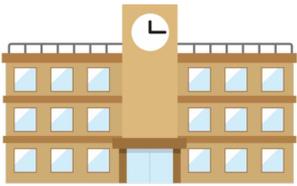
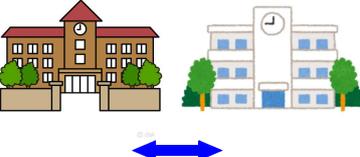
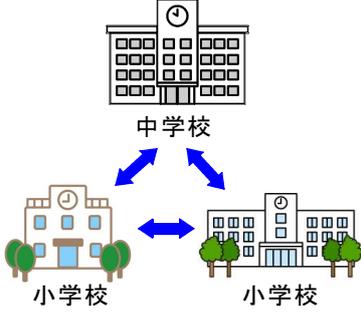
糸満市では、これまでも小学校と中学校が連携して教育活動を展開する「小中連携事業」に取り組んできた。これをさらに深化・充実させ、小学校と中学校の義務教育9年間を通じて継続的で一貫性のある教育を行い、児童、生徒一人ひとりの個性を伸ばし、夢の実現につなげるために小中一貫教育を導入し、これまでの情報交換や交流を主とした取り組みから、次に掲げることについて取り組みを行うことにより、学校における様々な課題を解決、あるいは、改善してよりよい教育を推進していくことが望ましい。

- ① 小・中学校9年間を見通した学校教育目標（めざす子供像）を小・中学校間で共有し、目標の達成をめざす。
- ② 一貫した取り組みを行なうために、9年間の連続した教育課程（カリキュラム）を作成し、指導内容や指導方法の系統性・連続性を重視する。
- ③ 子供たちが互いに学び合う場を設定したり、教職員が協働して教育活動を設定したりして、教育効果を高める活動を工夫する。
- ④ コミュニティ・スクールとしての活動を中学校区で活性化させ、学校、地域、家庭が協働による「地域で子供を育む」環境を構築する。

これらを実現するための学校教育目標等については、保護者・地域・教員の意見を踏まえながら各中学校区の小学校・中学校が中心となって定めることが望ましい。

## (2) 小中一貫教育校の形態

小、中学校9年間を通じて一貫した教育を行うため、現在の中学校区を活かして小中一貫教育校を形成する。

| 施設一体型  | 施設隣接型   | 施設分離型   |
|--|---|---|
|  <p>小・中学校</p> |  <p>小学校                  中学校</p> |  <p>中学校<br/>小学校                  小学校</p> |
| 同じ敷地・校舎内で小学校1年生から中学校3年生までが一緒に生活し、9年間の一貫した学習や活動を進める。  | 隣接した校舎を活用して、中学校教員の乗り入れ授業や交流活動、学校施設の相互利用等を工夫し、9年間の一貫した学習や活動を進める。   | 校区内の小・中学校が離れているが一貫した指導支援の確立と児童生徒の交流の促進によって9年間の一貫した学習や活動を進める。  |
| 高嶺中学校区   | 兼城中学校区<br>潮平中学校区  | 糸満中学校区<br>三和中学校区<br>西崎中学校区  |

(3) 児童生徒の発達段階に応じた学年区分

小中一貫教育が求められる背景として、「子供の発達の早まり」・「小5、中1段階の格差」・「中学校での学習や生活への不適応」など、いわゆる「9歳の壁」及び「中1ギャップ」の解消があげられている。

こうした状況に対応するため、義務教育9年間を、施設一体型の小中一貫教育校では、前期4年・中期3年・後期2年と捉えた「4-3-2制」、施設隣接型及び施設分離型の小中一貫教育校では、小学校6年間、中学校3年間の「6・3制」を維持しつつ、指導内容の重点化と指導体制の工夫により、小学校高学年で一部教科担任制を導入した学年区分での取組が望ましい。

<施設一体型の小中一貫教育>

| 教育区分    | 前期【定着期】  |            |            |            | 中期【活用期】                               |            |            | 後期【発展期】  |            |
|---------|--|------------|------------|------------|---------------------------------------|------------|------------|--|------------|
| 学年区分    | 1年<br>(小1)                                       | 2年<br>(小2) | 3年<br>(小3) | 4年<br>(小4) | 5年<br>(小5)                            | 6年<br>(小6) | 7年<br>(中1) | 8年<br>(中2)   | 9年<br>(中3) |
| 指導体制    | 学級担任制  |            |            |            | 一部教科担任制                               |            |            | 教科担任制  |            |
| 学習指導の目標 | 学習習慣及び基本的な生活習慣を定着させるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。 |            |            |            | 基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力等を養う。 |            |            | これまで学んだ学習内容や学習方法等を充実・発展させ、希望する進路実現のため、自ら学ぶ力を身につける。 |            |

<施設隣接型・施設分離型の小中一貫教育>

|         | 小学校課程6年  |            |            |            | 中学校課程3年                               |            |            |  |            |
|---------|--|------------|------------|------------|---------------------------------------|------------|------------|--|------------|
| 学年区分    | 1年<br>(小1)                                       | 2年<br>(小2) | 3年<br>(小3) | 4年<br>(小4) | 5年<br>(小5)                            | 6年<br>(小6) | 7年<br>(中1) | 8年<br>(中2)   | 9年<br>(中3) |
| 指導体制    | 学級担任制  |            |            |            | 一部教科担任制                               |            |            | 教科担任制  |            |
| 学習指導の目標 | 学習習慣及び基本的な生活習慣を定着させるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。 |            |            |            | 基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力等を養う。 |            |            | これまで学んだ学習内容や学習方法等を充実・発展させ、希望する進路実現のため、自ら学ぶ力を身につける。 |            |

(4) 小中一貫教育における各中学校区共通の取組

① 小・中教職員の共同指導体制の構築

ア 中学校区の課題や良さの共通理解を図り、中学校区共通の目標や取組を設定する。

イ 中学校区9年間の連続し一貫した「学習指導」「生活指導」「特別支援教育」「ふるさと学習」等を推進する。

ウ 各中学校区をまとまりのある「組織」に構築する。

○ 校区推進の組織づくり（中学校区推進委員会、校内推進委員会、小中一貫教育推進分掌等）

- 校区教職員の全体会議及び部会等の定期的な開催
- 「学びの連続」を図るための「小中合同授業研究会」「小中合同研修会」等の実施
- ② 小・中学校9年間を見通した教育課程の編成と実施
  - ア 子供たちの発達段階に応じた学年区分の設定と教育の充実を図る。
    - 中学校区小中一貫教育グランドデザインの作成
    - 子供たち一人ひとりへの指導・支援の継続と充実
  - イ 特に「小中接続期」の指導・支援の連続性、一貫性を図る。
    - 小中学校の授業、学習方法、評価等の検討→子供の「学びの連続」を図る
    - 児童生徒理解の共有化→児童生徒一人ひとりへの指導・支援の充実を図る
    - 小学校6年の「中学校体験活動」等の実施→中学校への不安感を期待感へ変える
    - 小・小間交流活動の実施→中学校への適応支援やコミュニケーション能力育成を図る
    - 中学校教員による乗り入れ授業、出前授業等の工夫
      - 小学生が中学校教員の授業を受けることによる、中学校への不安感等の解消
      - 小中複数の目による子供理解と、より個に応じた指導・支援の充実
      - 小中教員のTT授業等により、教師相互の指導力、授業力の向上
    - 子供の発達段階に対応した「小学校5・6年一部教科担任制」の導入を工夫
  - ウ 小中異学年交流活動や授業を通して、コミュニケーション能力、社会性の育成を図る。
    - ・年齢差のある交流活動
    - ・小中合同行事
    - ・合同授業等の実施
    - ・地域交流活動 等
  - エ 「ふるさと学習」「英語教育」「キャリア教育」等について、自校区の特色を活かした教育を推進する。
    - ・自校区の特色を活かした小中各学年指導計画等の作成
    - ・地域の教育資源(ひと、もの、こと)の活用 等
- ③ 学校・家庭・地域が協働した教育の推進
  - ア 学校・家庭・地域が協働し、地域で子供たちを育てる地域づくりを進める。
    - コミュニティ・スクール(学校運営協議会)を基盤として、学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校」を推進する
    - 全中学校区に「地域学校協働本部」を設置し、学校教育に保護者・地域住民が積極的に参画するしくみを整える
  - イ 幼児期から義務教育9年間の家庭の教育力を高める取組と支援を進める。
    - ・「早ね、早起き、朝ごはん、元気に徒歩登校」「あいさつ運動」「GO一家運動」等の推進

#### (5) 小中一貫教育コーディネーターの配置

小中一貫教育を推進するためには、小中間の連絡・調整及び企画等を中心的に担う小中一貫教育コーディネーターの配置は必要不可欠である。小中一貫教育コーディネーターには、原則として本務の中学校教諭を充て、合同研修会や授業研究会、交流授業、小学校への乗り入れ授業の取組を計画、調整、実施する。この際、小中一貫教育コーディネーターは各中学校区の小学校への乗り入れ授業も行い負担が増すため、小中一貫教育コーディネーターの授業を補充するための人的支援として臨時教諭(市費対応)を配置することも必要不可欠である。

また、主に小中一貫教育コーディネーターをはじめとして、校長連絡協議会や教頭連絡協議会、教職員等への小中一貫教育についてのアドバイスや具体的取組、乗り入れ指導の方法、義務教育9年間を見通した生活指導、教育相談等の在り方について指導助言を行う小中一貫教育アドバイザーを配置することも望まれる。

#### (6) 小規模特認校制度を導入した通学区域の弾力化

糸満市立小学校及び中学校への就学については、通学の安全性の確保や地域の歴史的経緯などを踏まえた上で通学区域を定め、児童生徒が就学すべき学校を指定している。

令和6年度に開校を予定している高嶺中学校区の小中一貫教育校の通学区域については、現在の高嶺小学校及び高嶺中学校の通学区域をもって設定されることになるが、通学区域外の児童生徒が小中一貫教育校で学ぶことを希望する可能性があり、その対応策をあらかじめ講じておく必要がある。

令和元年7月に策定した糸満市小中一貫教育基本計画において、「中学校区の特色を活かした小中一貫教育と合わせて、小規模特認校制度の導入についても調査・研究を進めていく」と示されている。

小規模特認校制度とは、特色ある教育活動を行う小規模校で学びたいという児童生徒について、一定の条件のもと従来の校区（通学区域）を残したままで、市内のどこからでも就学を認める制度である。

この制度を活用して通学区域の弾力化を図り、通学区外の児童生徒を受け入れる体制を構築することが望ましい。また、運用について他校区小規模校の学級編制等に影響が及ばないよう調査・研究を進める必要がある。

#### (7) 効果的な学校運営体制の構築

高嶺中学校区の施設一体型小中一貫教育校においては、小中一貫型小・中学校として小中一貫教育を施すため、小学校と中学校という法律上の枠組みが残ることになる。しかし、小中一貫教育校として名実ともに機能させるためには、小学校と中学校が一体となった組織体制を構築する必要がある。

施設一体型小中一貫教育校の校長については学校運営の一元化を図るために1人配置とし、教頭については校長の学校運営を強力に支えていくために小学校、中学校に各1人ずつ配置することが望ましい。

また、小中一貫教育の効果を最大限に生かすためには、児童生徒の指導面や学校運営面において、小・中学校の教職員が日常的に連携・協力する必要がある。その実現のために、小中兼務発令による一体的な体制を構築することが望ましい。

## 2 特色ある教育課程の編成に向けて

#### (1) 英語教育の充実（教育課程特例校制度・授業時数特例校制度の導入）

グローバル化が急速に進展する中で、英語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。幼児期から小学校低学年の時期は、言語の「音」や「リズム」を聞き取る力や異文化への受容性が高く、このような時期から英語に慣れ親しむことは、興味・関心やコミュニケーション能力を高めたり、異文化理解を深めたりする上でも大変重要である。

そこで、教育課程特例校制度を導入し、小学校1年生及び2年生でも「外国語活動」を設置し、英語を楽しく学び、中学年の外国語活動、高学年及び中学校の外国語への滑らかな接続を図り、実践的なコミュニケーション能力の育成や言語、異文化に対する理解を深めさせたい。また、小学校3年生から中学校3年生までについても授業時数特例校制度を導入し、各学年10時間程度の授業時数を他教科から上乘せし、教科横断的な視点に立った探究的な学習活動を実施することにより、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力の育成を図るとともに、すべての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を期待する。

英語教育の充実を図るためには、加配教諭やAET（英語指導助手）の配置など、より良い環境を整えることが必要不可欠である。その際、他教科とのバランスに配慮しながら教育課程を編成していくことが大切である。

## (2) 地域資源を活かしたふるさと学習

糸満市には、糸満ハーレーや糸満大綱引きに代表される伝統行事や、三山時代に栄えた南山城跡、住民を巻き込んだの地上戦が繰り広げられた沖縄戦等に関する歴史や文化財など、他の地域にはない特色ある地域資源がたくさんある。

ふるさとに愛着や誇りを持ち、創造性豊かな児童生徒を育成するとともに、地域の将来の担い手としての自覚を醸成するために、これらの地域資源を活かした特色ある学習（ふるさと学習）をキャリア教育や環境教育の視点を踏まえながら、小学校の段階から系統的に推進していく必要がある。

また、9年間の学びの連続性を踏まえた探究的な学習、協同的な学習、地域の方々との触れ合いなど、学習内容や指導方法においてもそれぞれの中学校区の特色を生かしより一層の充実が望まれる。

## (3) 中学校教員による小学校高学年への乗り入れ授業

中学校教員（小中一貫教育コーディネーター）による小学校高学年への乗り入れ授業の実施により、教科指導の専門性が高まることによる授業の質の向上、複数教師の多面的な児童理解による児童の心の安定化、中学校進学に対する不安の一定程度の解消等が期待できる。

# 3 児童生徒が安心して学校に通える環境の構築に向けて

次に掲げることに留意して取り組むことにより、児童生徒の自尊感情、自己有用感の高まりや中1ギャップの解消につながり、ひいては、いじめや不登校等の課題の解消が期待できる。

## (1) 小中一貫した学習指導、生活指導、特別支援教育の体制づくり

小学校から中学校への円滑な接続を図るには、小中一貫した学習指導及び生活指導を進めることが大切である。これまでも、小中連携事業による合同授業研修会の実施や児童生徒の生活指導上の情報交換はなされているが、発達段階に応じたそれぞれにおける規律の設定に加え、教員が児童生徒に関わり、一人ひとりの理解を深め、適切な支援、指導が一貫して行われる指導体制づくりを構築することが大切である。

さらに、近年、特別な支援を要する児童生徒が急増し、その教育的対応については重要な課題となっている。定期的な情報交換はもちろんのこと、小学校、中学校教員が9年間継続的に支援を行い、関係機関との連携・協力を図りながら支援体制を構築することが大切である。

## (2) 同一中学校区での小・小間交流活動、異学年交流活動

同一中学校区での小・小間交流活動では、コミュニケーション能力の育成や中学校進学時における級友とのスムーズな人間関係の構築が期待できる。また、異学年交流活動では、下級生は上級生に憧れや尊敬の気持ちを持ち、上級生は下級生に思いやりを持つなど、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成することに大きな効果が期待できる。

学校行事や児童生徒会、課外活動、部活動等の場面でより多く交流や体験学習を設定することや児童生徒の発達段階に考慮して取り組むことが望ましい。ただし、行事の関連付けや精選など工夫して取り組む必要がある。

(3) コミュニティ・スクールを基盤とした、学校・家庭・地域の連携・協働

学校教育に保護者・地域住民が積極的に参画するしくみを整え、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で将来を担う子供たちの成長を支えていく「地域とともにある学校」を推進していくことは大切である。また、地域住民同士がつながりのある地域環境を構築することにより、地域における防犯・防災体制が整い、子供たちの安心・安全な生活につながることを期待できる。